



一般社団法人

全国食支援活動協力会

Meals on
Wheels Japan

■ 2017 年 6 月、全国老人給食協会は 全国食支援活動協力会 に名称を変更しました

Home
ホーム

about us
組織の概要

activities
食事サービスとは

members
会員団体

join us
加入申込

archive
資料

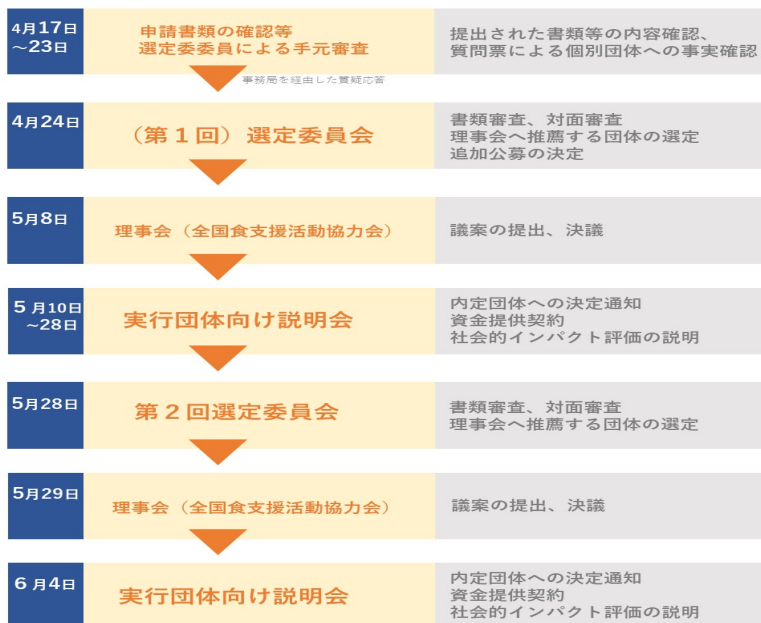
持続可能な地域活動援助モデル構築事業

公募結果のお知らせ

助成先団体一覧 (PDF)



■ 選定のプロセス ■



1. 助成の趣旨

本事業では全国母子連絡協議会と連携をして、全国の母子生活支援施設をはじめ、母子生活支援施設と協力体制を図る子ども支援団体を対象にインフラ整備のための助成を行います。インフラ整備に加えて、コロナ禍で生活課題が深刻化した地域の子ども、子育て世帯へ子ども食堂等居場所と連携しながら食支援を通じたニーズ把握、アウトリーチ活動を行うための

助成を行います。

当会では、子どもの居場所運営団体が食材・食品等を容易に得られる環境を整えることで、子どもたちに多様な食に触れてもらう食支援活動を継続的に実施できることを目的とし、子どもの居場所に食を届ける仕組み作りとして

- ①食品が届く物流
- ②食品をマッチング、在庫管理するためのソフトウェア開発
- ③届いたものを受け止める拠点の整備
- ④食品寄付を集めるための企業等支援機関への各種提案

を進めています。本助成は私達のプロジェクトに賛同し寄付食品等を受け止め、支援地域のこども食堂等居場所へ分配するための拠点（ロジ拠点）を担ってくださる団体が対象となります。

母子生活支援施設等福祉施設の拠点インフラと人的資源というアセットに加えて、当会が整備しているロジ拠点とが連携することで、食支援活動だけでなく、コロナ禍における実態把握機能が強化され、新しい支援が広がることを期待しています。

【採択予定実行団対数】 6団体程度 申請団体情報は [こちら](#) 追加申請団体情報は [こちら](#)
【助成総額】 2,440万円（予定）
【助成額】 上限400万円程度／件
【助成期間】 2021年5月中旬（契約締結後）～2022年2月末
【公募期間】 **2021年3月17日（水）～2021年4月16日（金）（※切：4月16日（金）必着）** ※現在追加公募を行っています（5月24日（月）必着）終了しました。

2. 募集の内容

下記の解決に向けてこども食堂等居場所に食を確保するしくみを整備する団体を募集します。

- ◆コロナ禍において自己資金を拠出してこども食堂等の運営をしている団体が多く、継続が難しい
- ◆食材を寄付したいと思う企業に対し、冷凍冷蔵設備の未整備により食品を受け取る環境がない
- ◆特に生鮮食品（野菜、食肉当）や冷凍総菜などのマッチングが進みにくい現状がある

| 本事業の達成目標

- ・こども食堂等居場所が地域で孤立せずに、多団体や関係機関と資源を共有しながら活動を続けられる
- ・「食」「居場所」の確保に向けた連携の素地ができ、子どもの健やかな成長のためにネットワークする地域づくりが進む基盤が整う

【事業期間】 2021年5月（契約締結後）～2022年2月末
【助成対象期間】 契約日から2022年2月末までに発生した経費が助成対象です。

※募集内容の詳細は、[公募要領](#)・[公募ガイドライン](#)をご参照ください。

3. 助成対象となる活動概要

以下の活動を担う団体の運営資金を対象とします。

具体的な活動	
インフラ整備	共同冷蔵（冷凍）庫等の設置・活用、運搬車両の購入・手配、食品庫（保管庫）の整備など、複数団体が地域でストックし、食の確保をできるようにするための活動
ネットワーク形成	母子生活支援施設等福祉施設とこども食堂等居場所活動団体が連携できる場の開催。
中間支援	他団体に対する寄付食品や物品の斡旋（マッチングのための数量調整、配送・運搬手配含む） ソーシャルワークのスキルを活かし、食支援を使いアウトリーチに寄与するための活動
資金分配団体との連携	資金分配団体が窓口となった食品や物品のマッチング、食品支援企業や提供先こども食堂等居場所のデータ共有を図る等

※助成対象経費については公募要項及びガイドラインをご参照ください。

4. 助成金額

1団体あたり上限400万円程度までの応募を可能とし、内容などを審査のうえ決定します。
※助成金は、半期ごと（2回目は活動報告書の提出をもって）2回に分けてお支払います。

5. 応募方法および提出書類

当法人所定の助成申請様式に必要な事項を記入のうえ、データ（DVD又はUSB）と印刷書類（該当書類のみ）を同封して郵送にてご提出ください。

公募要領 ダウンロード
(PDF形式)

公募ガイドライン ダウンロード
(PDF形式)

申請書類のうち様式1～7については、下記からダウンロードしてください。
その他の提出書類（様式自由）については、公募要領をご覧ください。

提出に必要な申請書類

様式1 助成申請書 (word)

様式2 団体情報 (word)

様式3 事業計画書① (excel)・事業計画書②(ppt)

様式4 資金計画書(excel)・記入例(pdf)・積算の手引き(pdf)

様式5 規定類確認書 (word)

様式6 役員名簿 (excel)

様式7 申請書類チェックリスト(excel)

関係資料 ・事業計画書(PDF)

注意事項 ・捺印のある書面は、その陰影が確認できる写しファイル・画像等のデータを添付ください。
・データで提出するファイルは「（様式○）～～」と上記と同じタイトルにしてください。

6. 選考方法及び結果の通知と公表

選考のもと、2021年4月中に採否を決定します。選考にあたっては、電話やメールによる確認の他、オンライン面談（4月24日（土））を行います。

なお、実行団体の公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に当法人のホームページに掲載します。助成が決定した事項団体・申請事業の名称、事業計画（収支含む）の概要、助成金額も当法人のホームページに掲載しますので、この点をご了解の上、お申込みください。

資金分配団体は審査の結果、実行団体に指定されなかったことに関して一切の責任を負いません。

《不適正行為等の通報窓口》

休眠預金等活用法に基づく助成事業の適正化を図る観点から、「JANPIA資金分配団体等役職員専用ヘルプライン」を設置しております。

- 利用できる方 各資金分配団体及び実行団体（予定）の役職員等
- 受付窓口「JANPIA資金分配団体等役職員専用ヘルプライン」

「休眠預金制度」とは

我が国においては、人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。

こうした社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、行政の執行になじみにくい、既存施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。これらの解決に資するため、10年以上入出金が確認できない休眠預金等について、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、民間公益活動を促進するために活用することとした「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）が、平成30年1月1日に全面施行されました。

◆参照ページ

休眠預金等活用とは（一般財団法人 日本民間公益活動連携機構HP）

[「民間公益活動を促進するための休眠預金制度に係る資金の活用に関する法律」の概要（PDF形式：160KB）](#)

「持続可能な地域活動援助モデル構築事業」実行団体募集に関する問い合わせ
一般社団法人全国食支援活動協力会 平野・大池
E-mail : saposen@mow.jp

【問い合わせ先】

〒158-0098東京都世田谷区上用賀 6-19-21
一般社団法人全国食支援活動協力会（旧：全国老人給食協会）
電話番号（平日）：03-5426-2547
FAX番号：03-5426-2548
メールアドレス：infomow@mow.jp

[facebook](#)

[ページのトップへ戻る](#)

Home	about us	activities	members	join us	archive
ホーム	組織の概要	食事サービスとは	会員団体	加入申込	資料

2020 年度 「休眠預金等活用法」に基づく実行団体公募
持続可能な地域援助モデル構築事業 採択事業

事業名	アウトリーチパントリープロジェクト 退所者を含む地域母子家庭への配送食支援	
団体名	社会福祉法人ベタニヤホーム	
所在地	東京都	
事業の概要	1. 当施設の退所者支援の量的拡大 退所後の生活安定に向けた相談を食品配布と合わせ、退所者のアフターケアへの忌避感を低減し社会的孤立を防止する。 2. 地域に暮らす母子家庭、及び社会的養護施設退所者のうち単身女性への食支援 地域で暮らす母子家庭に施設を配布拠点とした食品配布を行うと共に、そこで生活上の相談を受け、母子生活支援施設の利用を積極的に促進する。 3. 墨田区内子ども食堂及び食品配布拠点との連携 ロジスティックスの拠点として区内子ども食堂に寄贈食品の配布を行う。城東地区地域福祉協議会、墨田区社会福祉協議会、墨田区清掃事務所を通じて、子ども食堂、配布拠点への周知連携を図る。	
事業期間	1 年	
助成額	助成金	4,000,000 円 (直接事業費 4,000,000 管理的経費 0)
審査コメント	- 機能的にはハブ拠点だが、墨田区という地域性を勘案すると申請額が大きすぎるということはない。 - 東地協や子どもの居場所づくり団体との連携が望まれる。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

2020 年度 「休眠預金等活用法」に基づく実行団体公募
持続可能な地域援助モデル構築事業 採択事業

事業名	食を通じた地域の支え合いの仕組みづくり	
団体名	特定非営利活動法人 フードバンク香川	
所在地	香川県	
事業の概要	社会福祉施設や社会福祉協議会に冷凍冷蔵庫を設置し、フードバンク拠点を増やすことで、企業や住民が気軽に寄付できる身近なフードバンク活動を促進する。また、運送会社やタクシー会社の地域貢献の取組みと連携し、食糧を速やかに県内各所へ配送するルートを確保する。 また、社会福祉協議会や母子生活支援施設、ひとり親支援団体等へ食糧提供を行い、支援のツールとして活用していただくことを通じて、社会的孤立や経済的困窮によるしずらさを抱える人・世帯の早期発見や生活再建に向けた支援に取り組む。 県社会福祉協議会（当団体事務局）と連携し、住民や社会福祉法人施設、企業等にフードバンク活動の広報啓発に取り組む。	
事業期間	1 年	
助成額	助成金	4,000,000 円 (直接事業費 3,208,000 管理的経費 792,000)
審査コメント	県内の活動団体と連携しながら、事業内容整理と具体的な機能分化が望まれる。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

2021 年度 「休眠預金等活用法」に基づく実行団体公募
持続可能な地域援助モデル構築事業 採択事業

事業名	つないで支える地域の輪、こども食堂の輪	
団体名	特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブういず	
所在地	千葉県	
事業の概要	こども食堂等の居場所事業を行う団体や施設とのネットワークの形成。 こども食堂等の居場所事業を行う団体や施設への食材の配布や保管管理。 こども食堂等の居場所事業を行う団体や施設のコロナ禍でのお困りごと や課題を拾う。	
事業期間	1 年	
助成額	助成金	3,997,000 円 (直接事業費 3,997,000 管理的経費 0)
審査コメント	・ 組合員以外の機関や団体との連携視野に入れて、支援の充実を図られたい。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

2020 年度 「休眠預金等活用法」に基づく実行団体公募
持続可能な地域援助モデル構築事業 採択事業

事業名	こどもの未来を守るプロジェクト CMMP	
団体名	社会福祉法人大幸会	
所在地	福岡県	
事業の概要	母子生活支援施設の機能を活用したアウトリーチ事業：施設内での母子への子ども食堂を実施の際、地域の母子が参加出来る働きかけることにより、地域で孤立しがちなひとり親家庭や子育て世帯が地域とつながる交流拠点の役割を担う。また、施設の専門性を活かしたソーシャルワーク機能を地域に還元することで貧困の課題を抱える親子を公的支援につなぎ深刻化を防ぐ。地域社会福祉協議会と連携して子ども食堂や居場所づくりへの食の提供やスタッフの派遣をして支援を通じて新規の立ち上げはもちろん事業が継続するように支援をしていく。 県内のハブ拠点になり、必要な時期に必要な団体に届けられるように事業を HP や各実行団体に発信していく。	
事業期間	1 年	
助成額	助成金	3,985,000 円 (直接事業費 3,985,000 管理的経費 0)
審査コメント	福岡県内の他団体との連携を図ると共に、他県の母子生活支援施設のモデルとして活動の広報・普及に期待される。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

2020 年度 「休眠預金等活用法」に基づく実行団体公募
持続可能な地域援助モデル構築事業 採択事業

事業名	フードくじら	
団体名	学習支援ひろば「くじら寺子屋」	
所在地	沖縄県	
事業の概要	コロナの影響で困窮している家庭、ひとり親家庭、多子家庭の方たちに食料品を受け渡す。 沖縄県ランチサポートとオリオンベーカリーの協力により毎週月曜日と金曜日は個包装のパンの配布ならびに寄贈された食料品の配布。小中学校の給食が無い登校日に無料のお弁当配布。夏休み中の無料のお弁当配布を行う。 昨年度実施した結果、食糧受取希望者と無料のお弁当受取希望者が異なるニーズを持っている場合がある。特に無料のお弁当希望の家庭の中には、日常的に食事の回数が少ないことがあり児童にとって必要である。対して、食糧の受け取り希望の家庭は経済的困窮が見られる。よってどちらの活動も必要である。	
事業期間	1 年	
助成額	助成金	2,942,000 円 (直接事業費 2,561,800 管理的経費 380,200)
審査コメント	・ 沖縄県のランチサポート事業との連携や、子どもの居場所づくり支援の充実に向けて沖縄市内の支援ネットワークを構築してほしい。 ・ デリバリー体制の構築やハブ拠点の整備について、資金分配団体、市社協、那覇のサポートセンターと連携して進めてほしい。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

2020 年度 「休眠預金等活用法」に基づく実行団体公募
持続可能な地域援助モデル構築事業 採択事業

事業名	ロジネットデザイン横浜	
団体名	ココロにたねまき	
所在地	神奈川県	
事業の概要	・ 食料品を冷凍・冷蔵・常温にて適切に一時保管し、在庫を管理するパントリー事業 ・ フードバンク→パントリー→各支援団体へ支援物品の運搬事業 後方支援事業として、受け入れた食料品を冷凍・冷蔵・常温にて適切に一時保管し、在庫を管理するパントリーを持ち、社会福祉協議会や食支援団体などが所有する、子供を支援する団体等へ連絡を取り合う為のメーリングリストに、提供可能な食料品、日用品の情報を掲載頂き、多くの子供を支援する団体と繋がり、食料品、日用品をお届けする仕組みを構築し、ソーシャルセーフティネットの維持に寄与する活動を行います。	
事業期間	1 年	
助成額	助成金	1,775,000 円 (直接事業費 1,510,510 管理的経費 264,490)
審査コメント	・ 若い担い手による活動の将来性に期待ができる。今後、母子生活支援施設や他機関との連携については、よく学び、産後の母親や育児に関するニーズ把握を充分に行った上で、良い伴走支援ができるように活動を推進してほしい。 ・ 広域団体との連携も進めて神奈川県の面となる活動に寄与していただくことが望まれる。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

2020 年度 「休眠預金等活用法」に基づく実行団体公募
持続可能な地域援助モデル構築事業 採択事業

事業名	子ども虹の架け橋プロジェクト	
団体名	社会福祉法人大洋社	
所在地	東京都大田区	
事業の概要	大田区は、人口約 74 万人で子育て世帯におけるひとり親の割合が約 7.5%であるが、母子生活支援施設の入所者は 40 世帯であり、ほとんどのひとり親世帯が地域の中で施設利用者と同じような貧困や孤立といった課題を抱えて地域で生活している。大田区地域に根差して活動してきた強みを持つ当団体は、「母子生活支援施設の機能を活用したアウトリーチ事業」「地域のこども食堂、様々な法人や一般企業との連携及び支援事業」「地域の社会福祉協議会との連携の枠組みづくり」を通してひとり親家庭の抱える課題に働きかける。食材補完・配布の実施は、BCP を活用し定期的見直しを行いながら安全により多くの対象者に支援を届けていく。	
事業期間	1 年	
助成額	助成金	3,700,000 円 （直接事業費 2,994,000 管理経費 706,000）
審査コメント	・ 地域資源と繋がりにくい退所家庭の母子世帯を中心とする孤立世帯へのリーチアウトへの課題意識が高く、退所家族への生活支援の実績をもとにアプローチできる点で評価できる。 ・ 大田区全体の地域資源づくりとして、社協やこども食堂等子どもの居場所団体とのネットワークを構築していかれることが期待される。	

※助成額は実行団体よりご提出いただきました事業計画書・資金計画書に基づき算定しております

持続可能な地域活動援助モデル構築事業
（母子生活支援施設等福祉施設のアセット活用）

	団体名	所在地	事業名	事業概要
No.01	特定非営利活動法人SAVE FOOD	東京都	Meals on Wheels 子供居場所づくり	NPO法人SAVE FOODは外食業界の食品ロスを削減する事に至って、廃棄予定、未だ食べられる食品を再利用して需要がある所に分配します。コロナ渦の中、多くの家庭が収入減少等の影響を受けて、地域からの支援を必要になりました。2020年夏から港区子供食堂ネットワークに参入して、子供食堂事業をやり始めて、寄付して貰った食材を食堂で提供していました。保存食や乾麺等の食材の場合はパントリーで配りました。この様にして来て、食品ロスを避けて、廃棄する前に貧困家庭に食材を提供して、食費に支援する役目に立つ事は一石二鳥になります。子供居場所を設けて、課題を抱える子どもに勉強できる環境を提供し、地域に働きたい人達にも助言サービスを紹介し、そして、安心、安全に暮らせるコミュニティをつくりたいです。
No.02	社会福祉法人ベタニヤホーム	東京都	ベタニヤホーム アウトリーチパントリープロジェクト	母子生活支援施設ベタニヤホームでは、施設の建て替えにより1階のフロアを全面的に地域交流スペースとした。計画ではこのホールで地域で暮らす母子家庭への食支援をパントリーという形で実施するためNPO法人セカンドハーベストジャパンと打ち合わせを重ねてきた。しかしながらコロナ禍により地域住民の施設への立ち入りができなくなったため、アフターケアとして退所家庭への食品配布を昨年度から実施している。 地域で暮らす母子家庭には、施設を配布拠点とした食品配布を行うと共に、継続的に支援した母子家庭が施設で食支援のボランティアとして活動できる機会の創出を計画しているが、施設における感染防止のため、開始時期はコロナ禍の収束を待ちながらも、タイミングを見て小規模な展開を実施する。
No.03	特定非営利活動法人 フードバンク香川	香川県	職を通じた地域における支え合いの仕組みづくり	1 地域住民と連携 住民の所有する空きスペースに冷凍冷蔵庫を設置。住民の協力により食材管理や食材の受け渡しを行い、地域におけるゆるやかなつながりをつくる。受け渡しの調整や光熱は当団体で実施。 2 母子生活支援施設と関連のある障害者施設（カフェ運営）と連携 上記施設に冷凍冷蔵庫を設置し、気軽に地域住民が食材の寄付を行ったり、食糧支援を必要としている人や支援団体が受取りを行うことのできる環境を整備する。食材管理は障害者施設と当会が連携して行い、フードロス削減に努める。光熱水費は当団体が負担。 3 運送会社との連携 運送会社の倉庫及び冷凍冷蔵庫の空スペースを間借りし、食糧の受取、配付の拠点とする。現地での受取が困難な場合には、運送会社へ依頼し、配送する。送料は当団体負担。光熱水費は運送会社負担。

No.04	特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブういず	千葉県	つないで支える地域の輪、こども食堂の輪	こども食堂等の居場所事業を行う団体や施設とのネットワークの形成。 こども食堂等の居場所事業を行う団体や施設への食材の配布や保管管理。 こども食堂等の居場所事業を行う団体や施設のコロナ禍での困りごとや課題を拾う。
No.05	社会福祉法人 大幸会	福岡県	こどもの未来を守るプロジェクト ～C（こどもの）・M（未来を）・M（守る）・P（プロジェクト）～	母子生活支援施設の機能を活用したアウトリーチ事業 県内の実行団体（こども食堂・こどもの居場所づくり団体）との連携及び支援事業 地域の社会福祉協議会・スクールソーシャルワーカーとの連携の枠組みづくり 県内のロジ拠点の開拓と施設を活用したハブ拠点機能（サンフラワー・京築、くぬぎの里） 施設による「こども食堂」の実施（SUN SUNこども食堂・かたらんね・キラっと☆食堂） プロジェクトの広報・啓発活動
No.06	学習支援ひろば「くじら寺子屋」	沖縄県	フードくじら	コロナの影響で困窮している家庭、ひとり親家庭、多子家庭の方たちに食料品を受け渡す。 月1回第3火曜日 12月と1月だけは月2回第1火曜日と第3火曜日に受け渡し日を設定。 沖縄県ランチサポートとオリオンペーカリーの協力により毎週月曜日と金曜日は個包装のパンの配布ならびに寄贈された食料品の配布。小中学校の給食が無い登校日に無料のお弁当配布。夏休み中の無料のお弁当配布を行う。 昨年度実施した結果、食糧受取希望者と無料のお弁当受取希望者が異なるニーズを持っている場合がある。特に無料のお弁当希望の家庭の中には、日常的に食事の回数が少ないことがあり児童にとって必要である。対して、食糧の受け取り希望の家庭は経済的困窮が見られる。よってどちらの活動も必要である
No.07	ココロにたねまき	神奈川県	横浜共一ロジネットデザイン	パントリーでは課題を抱えている可能性が高い対象者に対し、支援品受渡し時のさりげない会話から近況の聞き取りを実施し、必要があれば中間支援施設へ報告し、そこから社会福祉協議会や行政へと情報を繋ぐ連携体制を構築しています。 先日、フードバンクからお預かりした支援品を母子生活支援施設へお届けした際に、現在の支援物資の提供状況を伺ったところ、このところ個人的に施設へ物資を配送してくれる企業があきらかに減り、限られた人数で運営している事に加え運転免許取得者が限定的である事から、フードバンク等に受取りに行く事も困難であり、継続的な支援物資の取得に課題があると伺いました。また、同母子生活支援施設は中間支援施設の取りまとめで地域連携事業として上記とは別の2団体と子ども食堂の共催している事から、その状況をお伺いしたところ、食堂の運営を継続する為、食料品の提供先を模索しているとの事でしたので、現在可能な限りそちらにもフードバンクからお預かりした支援品をお届けしております。しかしながら、この地域の社会的不利益の中にある方達を支援している団体を支援し続ける環境としては、当団体が現在保有する冷蔵・冷凍設備では明らかに保管能力が足りておらず、課題があるのが現状です。

持続可能な地域活動援助モデル構築事業
（母子生活支援施設等福祉施設のアセット活用）

<追加公募>

	団体名	所在地	事業名	事業概要
No.08	社会福祉法人 大洋社	東京都	子ども虹の架け橋プロジェクト	1. 母子生活支援施設の機能を用いたアウトリーチ事業 2. こども食堂 や一般企業 との連携及び支援事業 3. 地域の社会福祉協議と連携枠組みづくり 当法人の母子生活支援施設（大田区立ひまわり苑・大田区立コスモス苑）、「気まぐれ八百屋だんだん 子ども食堂」、社会福祉法人有隣協会に冷蔵冷凍庫を設置し、食材の一時保管を行う。月一回の在庫及び賞味期限等のチェック体制。 食材配布の実施方法について話し合いと見直しを継続的に行う。 関わるスタッフでBCP（業務継続計画）を共有して順守し、新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底を図る。

2021年3月17日更新

新型コロナウイルス対応緊急支援助成 実行団体 公募要領

助成申請額の計算方法については、別途定めております
「積算の手引き」をご参照ください。

2021年3月17日

一般社団法人 全国食支援活動協力会

目次

1.	趣旨	1
2.	助成方針等	1
3.	申請資格要件	2
4.	スケジュール	3
5.	申請の手続き	3
6.	経費について.....	4
7.	選定について.....	4
8.	事業実施について.....	5
9.	実行団体に対する監督について	6
10.	外部監査の実施	7
11.	助成金の目的外使用の禁止	7
12.	選定の取消し等.....	7
13.	助成金の返還	7
14.	問い合わせ先	8

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大は、緊急事態宣言の発令をはじめ、「三つの密」の回避などの「新しい生活様式」を人々に求めることとなるなど、経済・社会にこれまでにない変化をもたらしています。感染拡大の影響により、新たな生活上の困難を抱える人々が増え、行政が対応困難な社会的課題が増えている一方で、こうした社会的課題解決に取り組む団体においては対面サービスやボランティアの確保や財源確保が困難になるなどの課題に直面しています。

行政では対応困難な社会的課題の解決に向けた民間公益活動の停滞は、その対象者の生活や困難な状況に直面している地域社会のみならず、民間公益活動を担う団体の事業継続に大きな影響を与えています。

新型コロナウイルス感染拡大により深刻化する課題に対して、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）が、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号以下「法」という。）」に基づく指定活用団体として、民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体の公募を実施した結果、一般社団法人全国食支援活動協力会（以下、資金分配団体）が採択されました。実行団体の公募については、以下の要項に沿って実施します。

※休眠預金等活用法などの詳細については、内閣府のホームページ

(https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html)をご覧ください。

2. 助成方針等

(1) 助成対象事業

本助成が対象とする事業は、社会課題の解決をめざす実行団体が実施する事業であり、以下JANPIAが提示する7つの「優先的に解決すべき社会の諸課題」のうち、1) 子ども及び若者の支援に係る活動、3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動の解決を目指す事業です。

3つの領域と優先すべき社会の諸課題

1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- ① 働くことが困難な人への支援
- ② 社会的孤立や差別の解消に向けた支援

3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- ① 地域の働く場づくりの支援
- ② 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

上記 1)～3)の3つの分野での「優先的に解決すべき社会の諸課題」に関し、新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえ、早急に、あるいは、優先して取り組むべき課題について、その解決策、事業目標に関する提案が可能です。

※事業計画書、解決すべき社会的課題、課題解決のため実施する事業、事業実施によりめざす成果が定められていることが必要です。

※実行団体が行う貸付けや出資は対象にはなりません。

(2) 助成額・助成期間・対象地域

- ① 本助成による実行団体への助成総額は、総額 2400 万円を目途とします。また、1 実行団体あたりの助成額は、上限 400 万円とします。
- ② 助成期間(実行団体の事業実施期間)は、1 年間を超えないものとします。
- ③ 対象となる活動地域は、全国です。

(3) 留意事項

- ① 個人や事業者等に対する現金の給付および、現物給付のみを目的とするものや投融資を内容とする事業は、助成対象となりません。
- ② 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。

3. 申請資格要件

(1) 実行団体として申請できる資格要件は以下の通りです。

- 民間公益活動を行う団体
※法人格の有無や法人の種類は問いません。ただし、事業を適確かつ公正に実施できるようJANPIAが規定するガバナンス・コンプライアンス体制(規程類等)を備えていることが必要で、助成開始時に整備していただきます。
- 過去に申請にかかる活動の実績があり、実行団体として適切に業務を遂行できる団体であることが求められます。以下に述べるコンソーシアムの場合には、参画する団体のうち少なくとも1団体に申請内容に関する活動の実績があることを求めます。
- 2019年度採択の実行団体も申請可能です。2020年度通常枠との重複申請も可とします。

上記に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成の対象となりません。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- ③ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第22号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- ⑤ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ⑥ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- ⑦ 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該 措置の日から3年を経過しない団体
- ⑧ 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体。
- ⑨ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - ・ 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

4. スケジュール

1. 公 募 期 間	2021年3月17日(水)～ 2021年 4月 16日(金)
2. 審査会議による審査(※1)、理事会での決定	4月下旬
3. 実行団体決定の公表 選定された実行団体の名称、事業名、事業概要を公表※2	4月末
4. 助成金支払い 資金提供契約書の締結(実行団体と資金分配団体)	5月下旬を予定

※1: 審査期間中に事務局は、申請団体との面談・聴取を実施します。

※2: 同時期に事務手続きのオリエンテーションを予定しております。

5. 申請の手続き

(1) 公募期間

2021年3月17日(水)から2021年4月16日(金)まで

(2) 申請方法

上記公募期間中に必要書類をそろえ、郵送(応募ガイドラインp.4参照)により申請ください。

(3) 申請に必要な書類

申請にあたっては、助成申請書、団体情報、事業計画書、資金計画書、規程類確認書、役員名簿、申請書類チェックリストに関しては、様式を資金分配団体WEBサイトからダウンロードしてください。また、定款、貸借対照表、損益計算書に関しても書類をご準備ください。

- (様式1) 助成申請書

※ 別紙1. 欠格事由に関する誓約書、別紙2. 業務に関する確認書、別紙3. 情報公開同意書、別紙4. 申請に関する誓約書を含みます。

- (様式2) 団体情報

- (様式3) 事業計画書(エクセル・PDF)

- (様式4) 資金計画書

- (様式5) 規程類確認書

※ 本確認書に例示されている規程類の整備状況については申請団体のホームページ閲覧等により資金分配団体で確認を行います。必要に応じて照会を行うことがありますのでご注意ください。

- (様式6) 役員名簿

※ エクセル様式厳守となります。エクセルファイルにはパスワードをかけ、パスワードは、ファイルとは別に送ってください。

- (様式7) 申請書類チェックリスト

- 定款(必要に応じてその他事業報告書等の提出をお願いする場合があります。)

- 前年度の貸借対照表

- 前年度の損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)

- 見積書・・・資金計画書に記載のある項目(導入備品・機器設定費等の作業内容等)の積算根拠が分かる見積書。(※見積書には、原則、見積もり業者の社印もしくは担当者 印が押印されていること)

6. 経費について

経費に関する考え方や手続き全般については、資金提供契約書にて取り扱いを明記しますが、以下ご留意ください。

- (1) 管理的経費の助成額に対する比率は、助成額の20%を上限とします。
- (2) 人件費を計上する場合は、人件費水準の公表が必要です。
- (3) 現在の経済環境や実行団体における事業実施期間が短期間であることを踏まえて、自己資金20%についての確保は必要としません。
- (4) 助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。また、事業開始以後6か月分を対象に行い、6か月ごとの進捗状況の報告を確認した上で6か月ごとに支払うことを原則とします。助成に充当される費用の支払いは、事業完了後に確定精算します。
- (5) 助成金の積算、精算については別途「積算の手引き」、「精算の手引き」にて詳細を定めます。

7. 選定について

(1) 選定方法

選定のための審査は、審査会議が行い、推薦団体を整理して、その結果を理事会に報告、理事会は当該報告を受けて選定します。

(2) 選定基準

資金分配団体は、以下の選定基準に基づき選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われており、事業対象グループ、事業設計、事業計画(課題の設定、目的、事業内容)が解決したい課題に対して妥当であるか。
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画(支援期間、出口戦略や工程等)が具体的かつ現実的か
先駆性(革新性)	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

なお、選考にあたっては、特に以下事項に配慮します。

- 1) 支援実施の緊急性に鑑み、①申請事業の妥当性、②実行可能性、③ガバナンス・コンプライアンス体制の整備の3点を重視し、団体の社会的信用や直近の財務状況等、実績等も考慮したうえで、選定後速やかに適切な事業実施が可能と判断される団体を優先的に採択するものとします。
- 2) 申請事業の審査にあたって、新たな支援のニーズ、支援のニーズの変化に対応した、チャレンジ的な事業内容を優先的に採択し、感染症拡大といった未曾有の事態に対する課題解決のより多くの事例創出を目指します。

(3)その他の留意事項

- ① 申請書類の作成等選定に要する費用、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- ② 審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害および本制度にかかる法令や政府の運用方針の変更等による損害については、資金分配団体及び JANPIA が責任を負うものではありません。

8. 事業実施について

(1)資金提供契約書の締結と事業の実施

実行団体決定後の各団体における事業開始までの必要な手続き全般については以下について留意するものとし、資金提供契約書にて取り扱いを明記します。

- ① 実行団体及び資金分配団体の間で締結する資金提供契約において、本事業固有の条件につき明記します。
- ② 本緊急支援枠に関する休眠預金からの助成金については、すでに休眠預金等を活用した事業を実施している実行団体の場合、当該事業と本事業は分けて資金の管理等を行います(区分経理)。
- ③ 実行団体は、事業の実施状況、事業がめざした成果の達成状況について報告します。資金分配団体は必要に応じ適宜報告を求めることがあります。

(2) 事業の進捗管理

- ① 実行団体は、資金提供契約に基づき、原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行っていただきます。
- ② 毎月1回以上程度、対面形式(WEB会議を含む)による進捗状況についての協議を行います。
- ③ 実行団体は原則、事前評価と事後評価を実施します。※評価の詳細については、資料「新型コロナウイルス対応緊急支援助成 評価の実施について」をご確認ください。
https://www.janpia.or.jp/koubo/2020/download/corona/koubo_corona_summary02.pdf
- ④ 資金分配団体は報告の結果等を踏まえ、実行団体に対し協力、支援、助言等を行います。
- ⑤ 資金分配団体やJANPIAは事業の進捗状況や評価結果、休眠預金等交付金の使用状況等を公開します。

(3) シンボルマークの表示

事業実施に当たっては、休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマークを表示してください。

具体的な利用方法についてはJANPIAが別途定める「シンボルマーク利用手引き」を必ずご参照ください。

(4) 事業完了報告・監査

- ① 実行団体は、助成事業終了日から2週間以内に資金分配団体に事業完了報告書を提出するものとします。
- ② 資金分配団体は、事業の適正を期するため、または事業の評価を行うため、資金提供契約に基づき助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年を経過するまでの間は、報告の聴取、立入検査または監査を行うことがあります。この検査等にJANPIAが立ち会う場合があります。
- ③ 同期間内においては、会計帳簿その他本事業に係る書類データは保管してください。
- ④ 上記①、及び②に関して、必要に応じ外部の専門家による第三者監査を行います。

9. 実行団体に対する監督について

実行団体に対する監督については以下について留意するものとし、資金提供契約書にて取り扱いを明記します。

(1) 監督

休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に執行されるよう監督するために必要な事項について、選定された実行団体との間で締結する資金提供契約に定めます。

不正が生じた場合には、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表を行うこととされています。また、資金分配団体またはJANPIAが不正行為等をWEBサイト上で広く一般に公表すること及び当該不正行為等の関係者について刑事告発等の必要な策を講じることがあります。

(2) 情報公開の徹底

本事業に関する情報公開については、以下の通りとします。

【公募に関する情報公開】

- ① 資金分配団体は、公募終了時に実行団体の公募に申請した団体の情報(団体名・所在地・事業名・事業概要)を、資金分配団体の Web サイト上で公表するものとします。
- ② 資金分配団体は、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、選定された各実行団体に対する助成の総額及び内訳並びにその算定根拠を、資金分配団体の Web サイト上で広く一般に公表するものとします。但し、公表にあたっては、当該実行団体の正当な権利又は利益を損わないように配慮します。
- ③ JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に資金分配団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各資金分配団体の実行団体の公募の進捗について一般に公表します。また資金分配団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

【事業に関する情報公開】

- ① 実行団体は、人件費の水準、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程を自団体の WEB サイトで一般に公表します。
- ② 実行団体は、事業の実施に伴い必要となる各種計画及び進捗等の報告について、助成システムへの入力及び登録を通じて行うことを原則とし、登録された情報のうち公開情報として登録された情報について、資金分配団体および JANPIA は広く一般に公開できるものとします。
- ③ これらの事業の情報に関して JANPIA は、資金分配団体および実行団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

【情報公開に関する監督】

上記の情報公開に関する事項を実行するための措置として、当該事項について資金分配団体と実行団体との間で締結される資金提供契約に記載します。

(3) 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行

資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、実行団体に対し、以下の措置を講ずることとします。

- ① 実行団体における助成金を活用した事業または当該事業に関する財産の状況に関し、報告または資料の提出を求めること

- ②資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、助成金を活用した事業若しくは当該事業に関する財産の状況に関し質問させ、または帳簿書類その他の物件を検査させること

なお、資金分配団体は、上記の措置のほか、資金提供契約に基づき資金分配団体が実行団体を選定する際に確認した当該実行団体における事業の公正かつ的確な遂行を担保するために必要な体制等の整備等の履行を担保するために必要な措置と、その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するために必要な措置を講ずることができます。JANPIAは、資金分配団体が実行団体を監督するにあたり必要な事項が、資金分配団体が実行団体を選定する際に作成する公募要領や、資金分配団体と実行団体の間で締結される資金提供契約に明記されること、当該資金提供契約において、実行団体が資金分配団体の承認を得ることなく費用間流用が可能となる範囲について定められていることを確認するものとします。

10. 外部監査の実施

決算について、外部監査が可能であれば受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めることができます。

資金分配団体が必要と認める場合には、資金分配団体が助成事業に係る証憑を監査することがあります。

11. 助成金の目的外使用の禁止

実行団体は、資金分配団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することを禁じられています。ただし、資金提供契約において費用間流用について定めた場合には、当該定めに基づく費用間流用を行うことができます。

12. 選定の取消し等

- (1) 資金分配団体は、実行団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定の取り消し、または期間を定めて実行団体における助成金を活用した事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。

- a. 助成事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき
- b. 法、民間公益活動促進業務規程若しくは同規程に基づく処分または資金提供契約に違反したとき
- c. 上記に掲げる事由のほか、助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

- (2) 実行団体は、上記の規定に基づき事業の全部または一部の停止を求められたときは、その求めに応じて事業の全部または一部を停止しなければなりません。

- (3) (1)の規定に基づき選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、資金分配団体又は実行団体の選定に申請することができません。

- (4) (1)～(3)について、資金提供契約に定めます。

13. 助成金の返還

- (1) 資金分配団体は、以下に該当する助成金がある場合は、期限を定めてその返還を実行団体に求めることができます。

- ① 実行団体からの助成金の辞退に伴い助成金の交付決定を取り消した場合において既に実行団体が交付を受けている助成金
- ② 実行団体の選定を取り消された場合または助成事業の全部若しくは一部を停止された場合におい

て取消または停止に係る部分について既に実行団体が交付を受けている助成金

(2) 資金分配団体 は、助成金の返還債務の確実な履行のための措置を講じます。

(3) (1)～(2) について、資金提供契約に定めることとします。

14. 問い合わせ先

一般社団法人 全国食支援活動協力会

住所：〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

電話番号：03-5426-2547（受付：平日 月～金、10 時～17 時）

FAX 番号：03-5426-2548

E-mail：saposen@mow.jp

Web：<http://www.mow.jp>

担当：平野、大池(PO)

一般社団法人全国食支援活動協力会 休眠預金事業新型コロナウイルス対応緊急支援助成
応募ガイドライン

1. 持続可能な地域活動援助モデル構築事業

～母子生活支援施設等福祉施設のアセット活用～

本事業では全国母子連絡協議会と連携をして、全国の母子生活支援施設をはじめ、母子生活支援施設と協力体制を図る子ども支援団体を対象にインフラ整備のための助成を行います。インフラ整備に加えて、コロナ禍で生活課題が深刻化した地域の子ども、子育て世帯へこども食堂等居場所と連携しながら食支援を通じたニーズ把握、アウトリーチ活動を行うための助成を行います。

当会では、子どもの居場所運営団体が食材・食品等を容易に得られる環境を整えることで、子ども達に多様な食に触れてもらう食支援活動を継続的に実施できることを目的とし、子どもの居場所に食を届ける仕組み作りとして

①食品が届く物流 ②食品をマッチング、在庫管理するためのソフトウェア開発 ③届いたものを受け止める拠点の整備 ④食品寄付を集めるための企業等支援機関への各種提案

を進めています。私達のプロジェクトに賛同し寄付食品等を受け止め、支援地域のこども食堂等居場所へ分配するための拠点（ロジ拠点）を担ってくださる団体が対象となります。

母子生活支援施設等福祉施設の拠点インフラと人的資源というアセットに加えて、当会が整備しているロジ拠点とが連携することで、食支援活動だけでなく、コロナ禍における実態把握機能が強化され、新しい支援が広がることを期待しています。

｜プロジェクト実施期間

事業実施期間：2021年6月（※契約締結後）～2022年2月末

【採択予定実行団体数】6団体程度

【助成総額】2,446万円

【1団体あたりの最大助成額】400万円程度

【公募期間】2021年3月17日（水）～2021年4月16日（金）

2. 募集の内容

｜助成対象事業

以下、1)～5)をすべて実施する事業（取組み）が対象になります。

- 1) ロジ拠点として共同冷蔵（冷凍）庫等の設置・活用、運搬車両の購入・手配、食品庫（保管庫）の整備など、複数団体が地域でストックし、食の確保をできるようになるための活動
- 2) 他団体に対する寄付食品や物品の斡旋（マッチングのための数量調整、配送・運搬手配合む）。
- 3) 資金分配団体が窓口となった食品や物品のマッチング、食品支援企業や提供先こども食堂等居場所のデータ共有を図る等、資金分配団体との連携
- 4) 資金分配団体が開発するソフトウェアを用いて、寄付マッチング量の管理や子どもの居場所への分配状況を記録・運用すること
- 5) 母子生活支援施設等福祉施設とこども食堂等居場所活動団体が連携できる場の開催。母子生活支援施設等福祉施設の役割の周知を図ること

※設置した冷蔵（冷凍）設備を実行団体が地域の他の活動団体と協働的に活用することが条件となります。

｜助成対象団体像

- ・母子生活支援施設等福祉施設の県域のネットワーク
- ・母子生活支援施設等福祉施設と連携する市域・県域のこども食堂など子ども支援のネットワーク

（申請事業例）

実行団体が業務用冷蔵庫・ストッカー等を購入し、県内の母子生活支援施設等福祉施設、企業や生協の倉庫、NPO等3拠点到設置・貸与する。3か所の冷凍冷蔵庫が近隣団体とシェアする仕組みづくりを行う。

｜本事業の目標とする状態

多様な寄付がシェアされ、コロナ禍におけるこども食堂等居場所の運営安定に貢献している。

下記想定される事業計画表をご参照ください。

短期アウトカム	アウトプット	想定される活動（例）
こども食堂等居場所団体が母子生活支援施設等福祉専門機関と連携できるようになる	母子生活支援施設等福祉施設に食支援機能が付与される	・冷蔵・冷凍設備を付与する ・こども食堂ネットワークと連携し、シェアした団体に食材を使う

		目的を理解してもらえるよう、主旨を説明する
	保管拠点で受け取れる食品量を把握している	・受取り拠点ごとの食品管理簿を作成し、とりまとめを行う ・食品を安全に受取、保管する
	施設対象者だけでなく、退所した世帯や地域に開かれた施設として活用されるようになる	・アフターケアの一環として食支援活動を行う
	こども食堂等居場所と連絡を取り合えるようになる	こども食堂等居場所に食材提供の情報を発信する
	母子生活支援施設等福祉施設が持つ専門的機能が地域のこどもの居場所づくり団体に周知され、協力できるネットワークが作られる	・食フェスタ等を通じて、子どもの支援団体の横串をさすネットワーク形成を行う

2-1. 助成の対象となるプロジェクト期間

2021 年 6 月（※契約締結後）から 2022 年 2 月末

2-2. 応募団体の要件

実行団体として助成の対象となる団体は原則、以下のとおりです。法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。

ただし、以下の場合には助成の対象となりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下この号に おいて同じ)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支 持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは 暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過

しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体

(8) 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体。

2-3. 助成対象経費について

活動を実施するために必要となる以下の経費を対象とします。

- ・冷凍冷蔵設備購入費、設置工事費
- ・冷凍冷蔵設備に必要な衛生管理商品など備品購入費
- ・その他、ネットワーク形成など対象事業を実施するのに必要な経費

2-4. 助成金額

①助成総額予定： 2,446 万円

②1 団体あたり 上限 400 万円程度

※助成金の支払いは 6 か月ごとの概算払いです。

※公募状況によっては、減額することもあります。

③助成対象期間：2021 年 6 月（※契約締結後）から 2022 年 2 月末

最終の精算報告は事業終了後 1 ヶ月以内とします。

3. 応募方法および提出書類

当法人所定の助成申請様式に必要事項を記入のうえ、以下の関係書類を添付し、下記方法でご提出ください。申請書は、当法人ホームページよりダウンロードしてください。

	提出方法	提出媒体	提出先
＜申請書類＞ 様式 1 ～7 団体情報に関する書類 規程類	郵送	データ（DVD 又は USB に保存）	〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21 一般社団法人全国食支援活動協力会
決算報告書類 その他の参考資料		該当書類を印刷	

・捺印のある書面は、その印影が確認できる写しファイル・画像等のデータをお送りください。

・データで提出するファイル名は、「（様式〇）～～」と下記表と同じタイトルをつけてください。

▶提出書類

申請書類一式（様式 1～7）の提出に添えて、下の添付書類を提出してください。（公募要項

p.3～ 4 参照。)

- (様式 1) 助成申請書

※ 別紙 1. 欠格事由に関する誓約書、別紙 2. 業務に関する確認書、別紙 3. 情報公開同意書、別紙 4. 申請に関する誓約書を含みます。

- (様式 2) 団体情報
- (様式 3) 事業計画書 (エクセル・PPT)
- (様式 4) 資金計画書
- (様式 5) 規程類確認書

※ 本確認書に例示されている規程類の整備状況については申請団体のホームページ閲覧等により当団体で確認を行います。必要に応じて照会を行うことがありますのでご留意ください。

- (様式 6) 役員名簿
- (様式 7) 申請書類チェックリスト
- 定款 (必要に応じてその他事業報告書等の提出をお願いする場合があります。)
- 前年度の貸借対照表
- 前年度の損益計算書 (活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)
- 見積書…資金計画書に記載のある項目 (導入備品・機器設定費等の作業内容等) の積算根拠が分かる見積書。(※見積書には、原則、見積もり業者の社印もしくは担当者印が押印されていること)

4. 選考方法及び結果の通知と公表

(1) 選定配慮事項と優先選定 以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われており、事業対象グループ、事業設計、事業計画 (課題の設定、目的、事業内容) が解決したい課題に対して妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画 (支援期間、出口戦略や工程等) が具体的かつ発展性が期待できるか
先駆性 (革新性)	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか

波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

(2)また、以下①～④の事項にも配慮し選定します。

- ① 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ② 他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について助成等を受けることは可能とします。
- ③ 既存の団体が実行団体となるべく申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると 想定されるなど、当該団体への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。
- ④ 社会的成果の最大化の観点を重視します。また、社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにしていく観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。

(3) その他の留意事項

- ① 申請書類の作成等指定までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- ② 選定委員会にて審議において、電話やメールによる確認を行う場合があります。
- ③ 資金分配団体は審査の結果、実行団体に指定されなかったことに関して一切の責任を負いません。

【結果の通知】 2021 年 4 月末を予定

【情報の公開】

実行団体の公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に当法人のホームページに掲載します。助成が決定した実行団体・申請事業の名称、事業計画（収支含む）の概要、助成金額も当法人のホームページに掲載しますので、この点をご了解の上、お申込みください。

5. 助成金決定後の流れ

【内定団体向け事前説明会】

助成が決定した団体は、当会が東京で主催する事前説明会への参加をお願いします。

開催予定日：2021 年 5 月初旬（オンラインでの開催を予定）

【契約書の締結】2021 年 5 月中旬

【助成金の交付】

契約締結後 20 日を目途に振り込みいたします。

6. 活動報告

助成が決定した団体は、月次収支報告書、オンラインフォームでの活動状況報告のほか、助成期間開始時期および期間終了時に、評価計画書（※）に基づく自己評価（事前・事後評価）が必須となります。

現地視察、助成事業活動報告会の開催を予定しており、ご協力をお願いする場合があります。

※評価計画書は、採択後当会のプログラム・オフィサー（PO）と一緒に作成します。評価の詳細については、資料「新型コロナウイルス対応緊急支援助成 評価の実施について」をご確認ください。

https://www.janpia.or.jp/koubo/2020/download/corona/koubo_corona_summary02.pdf

【申請書送付先・問い合わせ先】

一般社団法人 全国食支援活動協力会

住所：〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

電話番号：03-5426-2547（受付：平日 月～金、10 時～17 時）

FAX 番号：03-5426-2548

E-mail：saposen@mow.jp

Web：<http://www.mow.jp> 担当：平野、大池（PO）

新型コロナウイルス対応緊急支援助成
事業計画

事業名(主)	持続可能な地域活動援助モデル構築事業
事業名(副) ※任意	母子生活支援施設等福祉施設のアセット活用
入力数 主 18 字 副 20 字	
申請資金分配団体名	一般社団法人全国食支援活動協会の
実行団体名	

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域		分野	
☑	1) 子ども及び若者の支援に係る活動	☑	1)-①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子供の支援
		☑	1)-②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
		☐	1)-③社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
☐	2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	☐	2)-④働くことが困難な人への支援
		☐	2)-⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
☑	3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	☐	3)-⑥地域の働く場づくりの支援
		☑	3)-⑦安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

上記以外 その他の解決すべき社会の課題	☐	
------------------------	---	--

入力数 0 字

実施時期	2021年4月 ～ 2022年3月	事業 対象地域	全国 ☑ 特定地域 ☐ ()	事業対象者： (事業で直接介入する対象者と、その他最終受益者を含む)	こども食堂等子どもの居場所を運営する団体や母子生活支援施設等の退所者を対象に、食を媒介としたネットワーク活動・中間支援を行う団体や施設。	事業 対象者人数	5地域×5団体＝25団体 25団体×30人(食)×月2回×12か月＝約延べ1.5万食(人) 各母子生活支援施設の周辺に暮らす退所世帯5地域×20人×月1回×10か月＝1000食(人)
------	-------------------	------------	--------------------	---------------------------------------	--	-------------	---

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)申請団体の目的
・子どもが安心して通える地域の居場所を充足させ、社会的孤立を軽減する。 ・子どもを含む多様な世代の食生活をめぐる問題の軽減、改善を目指す。 ・自立した食習慣を身につけることができるよう、子どもの成長を支援する。 ・子どもだけでなく、居場所を通じてその家族や地域住民にも働きかけ、地域で子どもを見守り育てていく環境を整備する。
(2)申請団体の概要・事業内容等
住民主体で取り組む食支援活動団体の中間支援組織として活動している。 (1) ネットワーク形成支援(連絡会議の開催、こども食堂等多機関の協働を推進する「食でつながるフェスタ」開催支援)／企業等支援団体とこども食堂のマッチング(助成・寄付制度の運用、寄付物品の斡旋)等 (2) 啓発・研修事業：情報発信(運営ノウハウ教本の作成配布、研修開催・講師派遣)等 (3) 相談窓口の設置：助成制度や関連機関の紹介等

入力数 (1) 162 字 (2) 198 字

Ⅱ.事業の背景・社会課題

新型コロナウイルス感染症により深刻化した社会課題
新型コロナウイルス感染拡大による経済状態の悪化により子どもや保護者の生活環境が大きく変化している。子ども支援分野の団体には、通常より多くのあらゆる相談が寄せられている。こども食堂等居場所では弁当配布やフードパントリーに形態を変化させることで、これまで以上に生活困窮に迫られる世帯と繋がっている。食料支援は生活相談などアウトリーチする機能も有しており、コロナ禍における新たな生活支援サービスになりつつある。2020年度はコロナ感染拡大に伴う各種寄付や助成によって何とか運営していた団体も来年度の活動資金の見込みが立たず、コロナの収束の目途もないために、不安を抱えながら活動している状況がある。 他方、母子生活支援施設は全国に232施設、全国で3,330世帯が生活している。(H28.10月厚生労働省家庭福祉課調査)施設のうち社会福祉法人が設置経営するなどの「民設民営」施設は約4割で施設としての運営だけでなく地域活動への取組みが推奨されている。 コロナ禍においては、統計的な調査は未実施だが、緊急性が高い世帯の入所ケースが増えており、満床率が高いという声が聞かれている。また、入所していた母子家庭は退所後にも施設周辺で生活をしていることが多く、コロナにおいては通常時よりもこまめな声かけ、必要に応じた訪問を実施している。しんぐるのまあず・ふおーらむのアンケートではコロナにより約15%の母子家庭で1日の食事回数が減っている。 今回のコロナ感染拡大によって生まれた新たな社会課題の解決策や今後のコミュニティの在り方に関する検討は一活動団体だけで答えを見いだせるものではなく、自治体等公的機関や非営利組織、企業などの経済団体と共に互いの強みを生かしながら形成されていくことが重要である。支援の最前線に立つ団体を決して孤立させないために、多様なネットワークによって支援網を厚くしていくことが急務である。

入力数 799 字

Ⅲ.申請事業

(1)申請事業の概要

本事業では全母協と連携をして、全国の母子生活支援施設をはじめ、母子生活支援施設と協力体制を図る子ども支援団体を対象とする。コロナ禍で生活課題が深刻化した地域の子ども、子育て世帯へ食支援を通じたニーズ把握、アウトリーチ活動を行うための助成を行う。母子生活支援施設の拠点インフラと人的資源というアセットに加えて、当会が整備しているロジ拠点とが連携することで、居場所を休止し、お弁当配布やフードパントリーを実施していることも食堂等居場所が最終受益者である子ども達へ食支援活動を継続的に実施し、コロナ禍における実態把握機能が強化されることが期待される。

入力数 272 字

(2)活動(資金支援) (実行団体の活動想定)	時期
実行団体は母子生活支援施設等福祉施設、または母子生活支援施設と協力しながらこども食堂等子どもの居場所を運営する団体を対象にネットワーク活動・中間支援を行う団体であること（NPOの他、社協やフードバンク含む）	
※ i～ivを実施することを助成条件とする。実施地域においては、実行団体だけでなく当会が整備しているロジ拠点、社協、行政他関係機関との積極的な協力連携も想定。	
i 共同冷蔵（冷凍）庫等の設置・活用、運搬車両の購入・手配、食品庫（保管庫）の整備など、複数団体が食の確保をできるようになるための活動	2021年4月～2022年3月
ii 他団体に対する寄付食品や物品の斡旋（マッチングのための数量調整、配送・運搬手配合む）。資金分配団体からの依頼がある場合も想定される。	2021年4月～2022年3月
iii. 資金分配団体が窓口となった食品や物品のマッチング、食品支援企業や提供先こども食堂等居場所のデータ共有を図る等、資金分配団体との連携	2021年4月～2022年3月
iv 母子生活支援施設等福祉施設とこども食堂等居場所活動団体が連携できる場の開催。母子生活支援施設等福祉施設の役割の周知を図る。	2021年6月～2022年3月 年 1 回

(3)活動（資金分配団体による伴走支援）	時期
・事前評価の支援	事前評価：2021年5月 予定
→インフラ整備状況、在宅支援の内容、既存の食支援活動の取り組み状況、寄付食材の種類や量・分配や配送方法等における課題の確認	
・事後評価の実施の支援（＝成果の共有）	事後評価：2022年3月 予定
→食支援によって新しくつながった地域団体の数、提供食数	
・月1回程度の実施状況の確認と事業実施に関する助言等	実施状況の確認・助言：月1回程度
→双方が負担ない手続で把握できるよう、入力フォームでの電子送信などによる方法を含む。実行団体用メーリングリストを作成し、情報交換を図る。	
・事業の実施状況・取り組み事例の共有に資する情報公開等	情報公開：進捗に応じ適宜行う
→子ども食堂サポートセンター公式サイト他を活用し、外部への発信・情報公開を図る。また、成果を広く一般も含めて共有する報告会（都内にて1回）の開催を予定	
・母子生活支援施設や自治体等公的機関、非営利組織、企業等の地域資源とのマッチング	年2回程度
→子どもの居場所づくり活動を行う団体が集う連絡会議や企業・生協・行政等との学習会、フェスタ等を活用し、地域団体と連携できる場を創る。	
・母子生活支援施設や養護施設による施設退所者に対する在宅支援機能の強化支援	2021年5月～2022年3月 随時
→当会のネットワークを活用し、子ども食堂等居場所活動団体と母子生活支援施設・養護施設等福祉施設をつなげ食品や物品のマッチング体制整備を図る。	

(4)今回の事業実行を通じた目標	実施・到達状況の目安とする指標	把握方法	目標値/目標状態	目標達成時期
①母子生活支援施設等福祉施設に食支援機能が付与され、施設対象者だけでなく、退所した世帯や地域に開かれた施設として活用されるようになる。 ②母子生活支援施設等福祉施設が持つ専門的機能が地域の子どもの居場所づくり団体に周知され、協力できるネットワークが作られる。	・新しくつながった地域団体や公共機関 ・マッチングした提供食数 ・食品の配布先団体との関係性 ・食品の配布による在宅支援件数	左記指標について、事前・事後に実行団体に聞き取る他、月1回程度の定期確認で変化の過程や推移を把握する。	・新しくつながった地域団体や公共機関が増える ・マッチングした食数が増える ・食品の配布先団体の活動やニーズを把握している ・食品の配布によるアウトリーチ件数が増える	2022年3月

(5)事業実施後（1年後）以降に目標とする状態
資金分配団体が各地の母子生活支援施設との連携により、各実行団体・子ども食堂等居場所を通じて継続的に子ども達に食を届ける仕組みづくりが整備されている。実行団体が地域で孤立せずに、他団体や関係機関と資源を共有しながら活動を安定して続けられるよう、「食」「居場所」の確保に向けた連携の素地ができています。 子どもの健やかな成長のためにネットワークする地域づくりの活力剤の一助となっている。

入力数 190 字

IV.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5 団体程度を予定	(2) 1 実行団体当たり助成金額	最大500万円程度を想定
(3)申請数確保に向けた工夫	・「広がれ、子ども食堂の輪！」推進会議に周知協力を依頼 ・本会とつながりのある37地域の子ども食堂等子どもの居場所のネットワーク・中間支援団体、また休眠預金を活用した他事業にて採択された計17団体（予定）を紹介し、周知広報 ・本会正会員および子ども食堂メール会員（約300）に対しメーリングリスト発出 ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会を通じた広報依頼 ・母子生活支援施設単体での申請ではなく、圏域の連絡会や子ども支援団体との連携に基づく申請を促す ・公募説明会を2回開催する		
(4)予定する審査方法（審査スケジュール、審査構成、留意点等）	公募～審査・選定～採択決定～公表までの工程は、2019年度休眠預金事業と同様に透明性を確保する。 選定委員会（5名。子ども・福祉分野、中間支援、助成事業等の領域における専門家及び現場の活動者等）は、2020年度休眠預金事業と同委員構成を予定。 スケジュールは、3月中旬～4月中旬：実行団体の公募・選定、5月上旬～：実行団体による事業実施開始、助成金の交付を予定。		

V.事業実施体制

(1)メンバー構成と各メンバーの役割	選定委員会5名：実行団体の審査、選定 評価委員会7名：資金分配団体の評価計画の承認・助言 評価アドバイザー1名：評価計画への包括的な助言 事業総括者1名：事業全体の進捗管理 プログラム・オフィサー2名：実行団体への伴走、連絡調整業務 この他事務局スタッフ2名が兼業で実施を補佐する。
(2)他団体との連携体制	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会を通じた後方支援及び情報発信 「広がれ、子ども食堂の輪！」推進会議（子ども食堂、プレーパーク、子育てひろば、母子生活支援施設、社協など子どもの居場所推進の全国連絡会） 休眠預金事業にて、食支援活動を行う資金分配団体とも情報交換をしながら全国域の包括的なネットワーク形成を行っていく
(3)想定されるリスクと管理体制	・子どもの居場所運営団体に対し、コロナ禍における活動ノウハウの共有・最新のニーズ把握に努め、実行団体とはいつでも連絡が取れる関係を保つ工夫をしていく。 ・実行団体が地域他関係施設と連携できていないことが想定できる。そこで、2019年度の休眠預金で活動している「子ども食堂サポートセンター」や全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会等と連携し本事業に取り組むことで、実行団体が地域他関係施設と協働できるよう工夫する。 ・本助成を通して整備した冷凍冷蔵庫や運搬車両により分配した食品等が適切に管理されないことで、食中毒や転売といった事故が発生することが想定される。事故を未然に防ぐため、現在改訂・再刊予定の『子ども食堂あんしん手帖』による食品衛生や寄付物品の取り扱いに対する意識向上や、システム開発による食品の所在管理に努める。また、万が一事故が発生した場合に備え、責任の所在を明確にする契約の締結や保険の加入準備を進める。